

# 越生・鳩山新校（仮称）基本計画

令和6年3月  
埼玉県教育委員会

## 目 次

1 策定に当たっての基本姿勢	1	(3) 生徒募集及び入学者選抜	
2 基本的枠組み		(4) 校章、校歌、制服等	
(1) 設置場所		8 対象校における教育活動	5
(2) 課程・学科等		9 教育環境の整備	
(3) 開校時の募集人員		10 付随する事項	
(4) 開校年度等		(1) 跡地の利活用	
3 校名	2	(2) 同窓会及び後援会	
4 基本理念		(3) 対象校が保管する物品等の保存	
(1) 目指す学校			
(2) 育てたい生徒像			
5 教育活動等の基本方針			
(1) 基本姿勢			
(2) 教科指導			
(3) 生徒指導			
(4) 進路指導			
(5) 生徒募集			
6 教育活動等の基本方針の具現化	3		
(1) 教科指導			
(2) 生徒指導			
(3) 進路指導			
(4) 生徒募集			
(5) その他			
7 開校準備	4		
(1) 施設・設備の整備			
(2) 公文書等の保管及び諸証明書の発行			

### 【参考資料】

資料1 新校準備委員会設置要綱（委員名簿含む。）	6
資料2 新校基本計画検討委員会設置要綱（委員名簿含む。）	11
資料3 越生・鳩山新校準備委員会及び越生・鳩山新校基本 計画検討委員会の開催状況	16

魅力ある県立高校づくり第2期実施方策（以下「実施方策」という。）に基づき、次のとおり、越生・鳩山新校（仮称）（以下「新校」という。）を設置する。

## 1 策定に当たっての基本姿勢

越生・鳩山新校（仮称）基本計画の策定に当たっては、教育局職員と越生高等学校及び鳩山高等学校（以下「対象校」という。）の教職員により構成する新校基本計画検討委員会において検討するとともに、地元関係者や学校関係者の協力を得て、新校準備委員会を設置し、様々な観点から意見を聴取した。

県教育委員会及び新校においては、聴取した意見を踏まえ、次のとおり、魅力ある県立高校づくりに取り組む。

- (1) 県立高校の再編整備は、中学校卒業生数が減少する中で、県立高校の活性化を進めるための教育行政上の重要施策である。新校の設置に当たっては、対象校の特長を生かし、生徒にとってより良い教育環境の整備に取り組み、特色ある高校づくりを図る。
- (2) 校長は、組織としての機能を十分に発揮して、新校の管理・運営に取り組む。
- (3) 校長をはじめ教職員は、生徒や保護者のニーズに応えられるよう、積極的に教育活動を展開するとともに、地域との連携・協働を進める。

## 2 基本的枠組み

### (1) 設置場所

越生高等学校と鳩山高等学校を統合し、新校を入間郡越生町西和田 600 番地（現在の越生高等学校の場所）に設置する。

### (2) 課程・学科等

全日制課程の普通科及び美術に関する学科（美術表現科）の併置校とし、学年制とする。

### (3) 開校時の募集人員

普通科 120人

美術表現科 40人

### (4) 開校年度等

開校は令和8年度とする。

越生高等学校の生徒募集は令和7年度入学者選抜まで行い、鳩山高等学校の生徒募集は令和5年度入学者選抜まで行う。なお、令和6年度又は令和7年度に越生高等学校へ入学した生徒は、令和8年度から新校の生徒となる。

### 3 校名

県立高等学校の校名は、県議会の議決により「埼玉県学校設置条例」で定められる。県教育委員会は、「埼玉県立高等学校の校名変更の検討基準」に基づき新校の校名案を検討する。

校名案の検討に当たっては、県民や対象校関係者などからアイデアを広く募集するとともに、新校準備委員会において意見等を聴取する。

### 4 基本理念

実施方策に定める新校の基本方針等を踏まえ、次のとおりとする。

#### (1) 目指す学校

ア 個に応じた指導によって生徒一人一人の資質・能力の向上を図り、自らの強みを生かした進路の実現を目指す学校

イ 実践的・体験的な学習活動を通して、クリエイティブな分野で活躍できる人材を育成する学校

ウ 地域との協働的な学びを通して主体性を養い、地域や社会に貢献しようとする生徒を育てる学校

#### (2) 育てたい生徒像

ア 主体的に学び続ける意欲を持ち、自らの資質・能力を高めようと努力する生徒

イ 自分の考えを持ち、表現し、行動することのできる生徒

ウ 他者を尊重する態度を備え、周囲から信頼される生徒

エ 芸術に親しみ、自らの興味・関心に基づいて創造性を高めようとする生徒

### 5 教育活動等の基本方針

基本理念に基づき、次のとおり、教育活動等の基本方針を定める。

#### (1) 基本姿勢

生徒一人一人の個性の伸長を目指し、社会で活躍するための資質・能力を育むために、主体的・対話的で深い学びの視点から学習内容の充実を図るとともに、探究的な学習等を通じ、地域をはじめ多様な他者との協働的な学びを実践する。

#### (2) 教科指導

ア 達成感を得られる学びの実践を通して、基礎的・基本的な学力の定着を図る。

イ 生徒一人一人の興味や進路希望に応じた多様な科目を典型的に設定し、個々の資質・能力の向上を図る。

ウ 地域や外部機関等と連携した実践的・体験的な学習活動を充実させ、主体的に学習に取り組む態度を育む。

#### (3) 生徒指導

- ア 生徒の主体性や自己肯定感を高めるとともに、他者を尊重する豊かな人間性を育む。
- イ モラルやマナーの習得を図るとともに、規範意識を高め、社会で活躍できる人材を育成する。
- ウ 生徒一人一人の個性に応じた支援を行う。

#### (4) 進路指導

- ア 将来を見据え、自信を持って進路選択ができるよう、系統的・計画的なキャリア教育を行う。
- イ 一人一人の進路希望に応じて、生徒に寄り添ったきめ細かな指導を行う。
- ウ 豊かな職業観を育成するため、大学や専門学校、地元企業等との連携に積極的に取り組む。

#### (5) 生徒募集

- ア 小・中学生や保護者が関心を持てるよう、様々な機会を捉えて学校の魅力や情報を積極的に発信する。
- イ 学校の特色や育てたい生徒像を踏まえ、目的意識が高く意欲のある生徒の募集に努める。
- ウ 生徒の実践を広く発信し、広範囲の地域に向けた募集活動を行う。

### 6 教育活動等の基本方針の具現化

教育活動等の基本方針に基づき、今後、次のとおり検討する。

#### (1) 教科指導

- ア 教科・科目の特性に応じた習熟度別授業を実施し、ICTを活用して個々の学力に対応したきめ細かな指導を行う。
- イ 総合的な探究の時間等を通して、地域貢献や地域課題解決等に取り組み、実用的・実践的な知識・技能の習得を図る。
- ウ 特色のある教育課程を編成し、アニメーションに関する科目等、選択科目を幅広く設置するとともに、履修に関するガイダンス機能の充実を図る。
- エ 情報の適切な扱い方に関する学びの機会を設け、情報モラルや情報リテラシーの向上を図り、社会で活躍できるスキルを身に付ける。
- オ 日本語支援員や学習サポーター等の外部人材を活用し、生徒一人一人に寄り添った丁寧な学習指導を行う。
- カ 地域や企業等と連携し、体験活動等を通して専門分野に対する生徒の興味・関心を高める。

#### (2) 生徒指導

- ア 家庭との連携を密にしながら教職員間で共通理解を図り、開かれた指導体制を確立する。
- イ 地域のイベントやボランティア活動等に積極的に参加するなど、主体的な体験活動を推進する。
- ウ 生徒、保護者の理解のもとに基本的な生活習慣の定着及び規範意識の向上を目指した丁寧な指導を行う。
- エ インターネット等の安心・安全な利用のために、情報の適切な扱い方に関する指導の充実を図る。

オ 教職員一人一人がカウンセリングマインドを身に付け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携しながら、組織的な教育相談体制を確立する。

カ 人権問題に対する正しい理解を深め、学校の教育活動全体を通じて人権尊重の精神を涵養<sup>かん</sup>する。

### (3) 進路指導

ア 3年間を見通した系統的な進路指導計画に基づき進路ガイダンスや適性検査等を効果的に実施する。

イ 進路指導部を中心に各学年が連携を密にして、多様な進路に対応できる指導体制を確立する。

ウ 生徒一人一人の能力、適性及び希望に応じた指導を実現するためのキャリアデザインマップ等を作成し、個に応じた丁寧な指導を行う。

エ 地域と連携した探究活動等を通して生徒の興味・関心を広げるとともに、資格取得を奨励し、主体的に進路選択ができるよう指導する。

オ クリエイティブな分野で活躍している外部人材等を活用し、進路実現に向けた支援の充実を図る。

### (4) 生徒募集

ア 体験授業、作品見学などを取り入れた学校説明会を組織的に実施し、学校の魅力を広く宣伝する。

イ 学校の特色を生かした取組を行う中で、近隣の小・中学校等との交流を図る。

ウ 校務分掌における生徒募集体制を強化するとともに、学校や地域の関係者との連携を図る。

エ 新校の魅力が伝わるようにホームページのレイアウトやデザインを工夫するとともに、SNSや広報誌などでも生徒の活躍等について積極的に発信する。

オ 入学者選抜において、学校の特色や育てたい生徒像を踏まえた選抜基準を設ける。

### (5) その他

ア 指導の充実を目的とした様々な研修を実施して、教職員の資質・能力の向上を図る。

## 7 開校準備

### (1) 施設・設備の整備

越生高等学校の施設・設備の有効活用を基本に、必要な改修や整備に努める。整備期間は令和6年度から令和9年度までの間を目途とする。

対象校の備品等については、原則として、新校が引き継ぐものとし、保管転換の事務や移動作業、配置等については、新校が行う。

### (2) 公文書等の保管及び諸証明書の発行

対象校が保管する公文書等については、新校が引き継ぐ。統合後の各種証明書の発行は新校が行う。

(3) 生徒募集及び入学者選抜

生徒募集活動や入学者選抜の事務は、越生高等学校が中心となり、鳩山高等学校が全面的に協力して行う。

(4) 校章、校歌、制服等

今後、準備を進める中で対象校が検討する。

8 対象校における教育活動

県教育委員会は、対象校において生徒募集を停止した後も、在校生に教育上の支障や不利益が生じることがないように配慮する。

9 教育環境の整備

県教育委員会は、県立高校の再編整備を積極的に推進する見地から、教育環境の整備に努める。現行制度に照らしつつ、新校の特色化を進める方向で教職員の人事等を検討するとともに、施設・設備の整備についても必要な予算の確保に努める。

10 付随する事項

(1) 跡地の利活用

鳩山高等学校の設置や管理・運営に当たって多大な協力を頂いてきた鳩山町と協議しながら利活用を検討する。

(2) 同窓会及び後援会

今後、対象校の同窓会及び後援会で検討する。

(3) 対象校が保管する物品等の保存

対象校が保管する校旗や卒業記念品、記念誌等の取扱いについては、今後、関係者の意見を伺いながら対象校が検討する。

## 新校準備委員会設置要綱

### (設置)

第1条 魅力ある県立高校づくり第2期実施方策（以下「第2期実施方策」という。）に基づき、新たに設置する高校（以下「新校」という。）を円滑に開校するため、新校準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、別表第1に掲げる新校ごとにそれぞれ設置するものとする。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、新校の開設に関する次の事項を所掌する。

- 一 新校の基本計画に関し、意見を述べること。
- 二 新校の校名に関し、意見を述べること。
- 三 前二号のほか新校の開設準備に関し、委員長が必要と認める事項。

### (組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員会は、別表第2に掲げる者をもって構成する。

3 委員長及び副委員長は、別表第3のとおり置くものとする。

### (委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する副委員長が、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集する。

2 委員長は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

### (会議の公開)

第6条 委員会の会議は、公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。



(設置期間)

第7条 委員会の設置期間は、委員会が設置された日から令和7年3月31日までとする。

(委員会の庶務)

第8条 委員会の庶務は、埼玉県教育局県立学校部魅力ある高校づくり課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第 1

和光新校準備委員会 岩槻新校準備委員会 秩父・皆野新校準備委員会 越生・鳩山新校準備委員会 八潮新校準備委員会 大宮工業・浦和工業新校準備委員会
---

別表第 2

	委 員
地元関係者	行政関係者の中から教育長が選任した者 教育関係者の中から教育長が選任した者 産業関係者の中から教育長が選任した者
学校関係者	地元中学校長の中から教育長が選任した者 第 2 期実施方策に掲げる対象校 P T A 等関係者の中から教育長が選任した者
県教育委員会	高校改革統括監 魅力ある高校づくり課長 第 2 期実施方策に掲げる対象校校長

別表第3

	委員会名	委員長	副委員長
1	和光新校 準備委員会	高校改革統括監	和光国際高等学校長 和光高等学校長
2	岩槻新校 準備委員会	高校改革統括監	岩槻高等学校長 岩槻北陵高等学校長
3	秩父・皆野新校 準備委員会	高校改革統括監	秩父高等学校長 皆野高等学校長
4	越生・鳩山新校 準備委員会	高校改革統括監	越生高等学校長 鳩山高等学校長
5	八潮新校 準備委員会	高校改革統括監	八潮南高等学校長 八潮高等学校長
6	大宮工業・浦和工業新校 準備委員会	高校改革統括監	大宮工業高等学校長 浦和工業高等学校長

## 越生・鳩山新校準備委員会 令和5年度 委員名簿

(敬称略)

委員長	依田 英樹	埼玉県教育局県立学校部高校改革統括監
副委員長	吉澤 修	埼玉県立越生高等学校長
副委員長	堀 尚人	埼玉県立鳩山高等学校長
委員	岩澤 清	越生町企画財政課長
委員	松浦 俊太郎	越生町教育委員会学務課長兼指導主事
委員	伊東 耕平	駿河台大学メディア情報学部特任教授
委員	長島 祥二郎	越生町商工会会長
委員	谷ヶ崎 仁	越生町立越生中学校長
委員	佐々木 美登里	埼玉県立越生高等学校PTA会長
委員	高橋 潔	埼玉県立越生高等学校後援会長
委員	白石 秋奈	埼玉県立鳩山高等学校PTA会長
委員	武藤 英雄	埼玉県立鳩山高等学校同窓会長
委員	廣川 佳之	埼玉県教育局県立学校部魅力ある高校づくり課長

## 新校基本計画検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 魅力ある県立高校づくり第2期実施方策（以下「第2期実施方策」という。）に基づき、新たに設置される高校（以下「新校」という。）の基本計画を検討するため、新校基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、新校ごとにそれぞれ設置し、その職務は別表第1に掲げるとおりとする。

### (組織)

第2条 委員会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員会は、別表第2に掲げる者をもって構成する。

3 委員長は、県立学校部副参事兼魅力ある高校づくり課副課長とする。

4 副委員長は、当該各校の教頭とする。

### (委員長及び副委員長の職務)

第3条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する副委員長が、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

### (会議の公開)

第5条 委員会の会議は、公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

### (設置期間)

第6条 委員会の設置期間は、委員会が設置された日から令和6年3月31日までとする。

### (委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、埼玉県教育局県立学校部魅力ある高校づくり課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は令和4年11月8日から施行する。

別表第1

	委員会名	職 務
1	和光新校 基本計画検討委員会	和光新校に係る基本計画について検討すること。
2	岩槻新校 基本計画検討委員会	岩槻新校に係る基本計画について検討すること。
3	秩父・皆野新校 基本計画検討委員会	秩父・皆野新校に係る基本計画について検討すること。
4	越生・鳩山新校 基本計画検討委員会	越生・鳩山新校に係る基本計画について検討すること。
5	八潮新校 基本計画検討委員会	八潮新校に係る基本計画について検討すること。
6	大宮工業・浦和工業新校 基本計画検討委員会	大宮工業・浦和工業新校に係る基本計画について検討すること。

別表第2

	委員会名	委員
1	和光新校 基本計画検討委員会	県立学校部副参事兼魅力ある高校づくり課副課長及び埼玉県教育局職員の中から教育長が任命した者 和光国際高等学校及び和光高等学校の教頭並びに当該各校の教職員で校長の指名に基づき教育長が任命した者
2	岩槻新校 基本計画検討委員会	県立学校部副参事兼魅力ある高校づくり課副課長及び埼玉県教育局職員の中から教育長が任命した者 岩槻高等学校及び岩槻北陵高等学校の教頭並びに当該各校の教職員で校長の指名に基づき教育長が任命した者
3	秩父・皆野新校 基本計画検討委員会	県立学校部副参事兼魅力ある高校づくり課副課長及び埼玉県教育局職員の中から教育長が任命した者 秩父高等学校及び皆野高等学校の教頭並びに当該各校の教職員で校長の指名に基づき教育長が任命した者
4	越生・鳩山新校 基本計画検討委員会	県立学校部副参事兼魅力ある高校づくり課副課長及び埼玉県教育局職員の中から教育長が任命した者 越生高等学校及び鳩山高等学校の教頭並びに当該各校の教職員で校長の指名に基づき教育長が任命した者
5	八潮新校 基本計画検討委員会	県立学校部副参事兼魅力ある高校づくり課副課長及び埼玉県教育局職員の中から教育長が任命した者 八潮高等学校及び八潮南高等学校の教頭並びに当該各校の教職員で校長の指名に基づき教育長が任命した者
6	大宮工業・浦和工業新校 基本計画検討委員会	県立学校部副参事兼魅力ある高校づくり課副課長及び埼玉県教育局職員の中から教育長が任命した者 大宮工業高等学校及び浦和工業高等学校の教頭並びに当該各校の教職員で校長の指名に基づき教育長が任命した者



## 越生・鳩山新校基本計画検討委員会 令和5年度 委員名簿

(敬称略)

委員長	栗藤 義明	県立学校部副参事兼魅力ある高校づくり課副課長
副委員長	榎本 龍治	越生高等学校教頭兼魅力ある高校づくり課主任管理主事
副委員長	黒須 早苗	鳩山高等学校教頭兼魅力ある高校づくり課主任管理主事
委員	小林 稔	越生高等学校事務長
委員	東 泰司	越生高等学校主幹教諭 (教務部)
委員	丹治 太郎	越生高等学校教諭 (進路指導部)
委員	早川 智夫	越生高等学校教諭 (生徒指導部)
委員	白井 霞奈	越生高等学校教諭 (美術科)
委員	八木原 寛人	越生高等学校教諭 (生徒募集委員会)
委員	加藤 翔	鳩山高等学校教諭 (教務部)
委員	佐藤 望	鳩山高等学校教諭 (進路指導部)
委員	齋藤 圭佑	鳩山高等学校教諭 (生徒指導部)
委員	高井 志津子	鳩山高等学校教諭 (情報管理科)
委員	落合 範崇	財務課主査 (学校予算・経理指導担当)
委員	落合 真由美	財務課主幹 (施設整備担当)
委員	秋山 公孝	県立学校人事課管理主事 (教員人事担当)
委員	中山 裕司	県立学校人事課管理主事 (学事担当)
委員	塩原 めぐみ	高校教育指導課指導主事 (学びの改革担当)
委員	桑原 三季	高校教育指導課指導主事 (学びの改革担当)
委員	荻野 あつみ	高校教育指導課指導主事 (教育課程担当)
委員	原口 真理子	高校教育指導課指導主事 (産業教育・キャリア教育担当)
委員	大沼 潤一	I C T教育推進課主幹兼主任指導主事 (I C T教育指導担当)
委員	四阿 久修	生徒指導課副課長 (生徒指導・いじめ対策・非行防止担当)
委員	関口 衛	保健体育課指導主事 (学校体育担当)

## 越生・鳩山新校準備委員会 開催状況

第1回	令和5年8月22日(火) 午前10時から午前11時30分	県立越生高等学校 白梅館
越生・鳩山新校基本計画検討(案)について		
第2回	令和5年11月20日(月) 午前10時から午前11時40分	県立越生高等学校 白梅館
越生・鳩山新校基本計画骨子(案)について		
第3回	令和6年1月12日(金) 午後1時30分から午後3時	県立越生高等学校 白梅館
越生・鳩山新校(仮称)基本計画(案)について		

## 越生・鳩山新校基本計画検討委員会 開催状況

第1回	令和5年7月6日(木) 午後3時から午後4時30分	県立越生高等学校 白梅館
越生・鳩山新校基本計画検討(案)について		
第2回	令和5年10月27日(金) 午後3時20分から午後4時50分	県立越生高等学校 白梅館
越生・鳩山新校基本計画骨子(案)について		
第3回	令和5年12月25日(月) 午前10時から午前10時45分	県立越生高等学校 白梅館
越生・鳩山新校(仮称)基本計画(案)について		